

生駒市条例第 35 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「都市整備部
上下水道部」を「都市整備部」に改める。

第 2 条第 1 項の表経営企画部の項に次の 1 号を加える。

(6) 総合防災に関すること。

第 2 条第 1 項の表総務部の項第 8 号から第 11 号までを次のように改める。

(8) 市民相談に関すること。

(9) 交通安全に関すること。

(10) 公共交通に関すること。

(11) 消費生活その他の市民生活に関すること。

第 2 条第 1 項の表建設部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(4) 下水道に関すること。

第 2 条第 1 項の表上下水道部の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。